

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議の概要

総務課

1 変更理由

北海道市町村職員退職手当組合に後志広域連合が加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する必要性が生じたことから、この変更の協議について議会の議決を求めるものです。

2 変更内容

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」を加えます。

3 施行期日

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行します。